

裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設
電気設備工事

様 式 集

平成 3 1 年 4 月

裾野市長泉町衛生施設組合

(様式第1-1号)

入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

裾野市長泉町衛生施設組合
管理者 裾野市長 高村 謙二 あて

平成 31 年 4 月 10 日付けで入札公告がありました裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設電気設備工事の制限付き一般競争入札に参加したいので、指定の書類を添付して入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを制約します。

住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	⑩
(建設業許可番号)	
担当者所属	
担当者氏名	
担当者連絡先電話番号	

入札参加資格審査申請書 (特定建設工事共同企業体)

平成 年 月 日

裾野市長泉町衛生施設組合
管理者 裾野市長 高村 謙二 あて

平成 31 年 4 月 10 日付けで入札公告がありました裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設電気設備工事の制限付き一般競争入札に参加したいので、指定の書類を添付して入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを制約します。

ふりがな		
特定建設工事共同企業体の 名称		
代表 構 成 員	住所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊟
	(建設業許可番号)	
第 2 構 成 員	住所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊟
	(建設業許可番号)	
担当者所属		
担当者氏名		
担当者連絡先電話番号		

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設電気設備工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「電気設備工事」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、○特定建設工事共同企業体（以下、「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を○市○町○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、平成○年○月○日に成立し、電気設備工事の請負契約の履行後 3 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 電気設備工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該電気設備工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○市○町○番地
- 会社
- △県△市△町△番地
- △△会社

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、○○会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、電気設備工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前金払及び部分払を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該電気設備工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 会社 ○○%
- △△会社 △△%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、電気設備工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、電気設備工事の請負契約の履行及び下請契約その他の電気設備工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員の承認がなければ、企業体が電気設備工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して電気設備工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われぬ。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用

するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇会社外□社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書□通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

○会社

代表者 職 氏名

㊟

△会社

代表者 職 氏名

㊟

(様式第2号)

国又は地方公共団体が発注した工事の施工実績

企業名 _____

項目 No.				
工事 名称 等	工事名			
	発注機関名			
	工事箇所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	金 円		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで で		
	発注形態	単体 特定建設工事共同企業体 (出資比率)		
工事 概要 等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

(注) コリンズ(CORINS:工事实績情報システム)又は契約書の写し若しくは発注機関の発注証明書を添付してください。

施工証明書（国又は地方公共団体が発注した工事の施工）

様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

.....^印

記

工事名	
工事場所	
発注者名	
請負業者名	
施工期間	
受注形態	
契約金額	
工事概要	
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

発注者

^印

施工証明書(国又は地方公共団体が発注した工事の施工)

記載例

〇〇市長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

記

工事名	〇〇〇〇建設工事
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町
発注者名	〇〇県〇〇市
請負業者名	〇〇建設株式会社 又は、 〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
施工期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
受注形態	単体 又は 共同企業体 出資比率 〇〇工業株式会社 〇〇% 〇〇建設株式会社 〇〇% 注) 共同企業体の場合は、出資比率を明記すること。
契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工事概要	例 〇〇〇〇〇〇施設 規模・寸法 : 〇〇m ² 構造形式 : 〇〇造 使用機材・数量 : 〇〇〇 設計条件 : 〇〇〇
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

発注者

〇〇市〇〇町〇〇号〇〇番地
〇〇市長 〇〇 〇〇 印

配置予定技術者等の資格・工事経験

企業名 _____

氏名				
最終学歴				
法令による免許		(例) 指定建設業監理技術者等 (取得年 及び登録番号)		
工 事 概 要 等	工事名			
	発注機関			
	工事箇所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	金 円		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで		
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
工事内容				
現在従事している工 事名等				

(注) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付。

質疑書

平成 年 月 日

裾野市長泉町衛生施設組合

管理者 裾野市長 高村 謙二 あて

平成 31 年 4 月 10 日付けで入札公告がありました裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設電気設備工事の制限付き一般競争入札への参加に当たり、別添のとおり質疑書を提出します。

会社名	
所在地	
担当者氏名	
所属・役職	
連絡先住所	
電話・FAX	
電子メール	
質疑事項	1. 2. 3.

入 札 書

平成 年 月 日

裾野市長泉町衛生施設組合

管理者 裾野市長 高村 謙二 あて

(代表構成員)

所在地

商号又は名称

氏名

㊟

(第2構成員)

所在地

商号又は名称

氏名

㊟

下記工事を裾野市建設工事競争入札心得及び長泉町入札心得並びにこの入札についての関係書類を承知の上、入札いたします。

工事名	平成 31・32 年度 裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設 電気設備工事											
	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入 札 金 額												

- 〔注意〕
- 1 この入札書は、工事費内訳書とともに封筒に入れ、封筒表面に「入札番号及び工事名」を、裏面又は表面に「住所、氏名」を記入し入札書に押印の印鑑をもって封緘すること（3箇所）。
 - 2 入札金額及び備考欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。
 - 3 金額は、1枠に1字ずつアラビア数字で記入し、金額の前に¥を付けること。
 - 4 金額は、訂正しないこと。
 - 5 上記入札金額に、消費税及び地方消費税を加えた金額をもって、契約を締結する。

入 札 書

平成 年 月 日

裾野市長泉町衛生施設組合

管理者 裾野市長 高村 謙二 あて

所 在 地

商号又は名称

氏名

㊟

下記工事を裾野市建設工事競争入札心得及び長泉町入札心得並びにこの入札についての関係書類を承知の上、入札いたします。

工事名	平成 31・32 年度 裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設 電気設備工事											
	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入 札 金 額												

- [注意] 1 この入札書は、工事費内訳書とともに封筒に入れ、封筒表面に「入札番号及び工事名」を、裏面又は表面に「住所、氏名」を記入し入札書に押印の印鑑をもって封緘すること（3箇所）。
- 2 入札金額及び備考欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。
- 3 金額は、1 枠に 1 字ずつアラビア数字で記入し、金額の前に¥を付けること。
- 4 金額は、訂正しないこと。
- 5 上記入札金額に、消費税及び地方消費税を加えた金額をもって、契約を締結する。

入札辞退届

平成 年 月 日

裾野市長泉町衛生施設組合

管理者 裾野市長 高村 謙二 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

事業名 : 平成31・32年度 裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設 電気設備工事

上記について入札参加資格を認められましたが、都合により入札参加を辞退します。

【注意事項】

- 1 この届は、平成31年5月29日（水）までに裾野市長泉町衛生施設組合に持参又は郵送してください。
- 2 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。
- 3 辞退により今後不利益な取扱いを受けることはありません。

工 事 費 内 訳 書

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名

Ⓜ

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名 平成31・32年度 裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設 電気設備工事
- 3 工事箇所 裾野市 今里 地内
- 4 工事費内訳

I 直接工事費

@@工 円
円

A 直接工事費計 円

II 諸経費等

共通仮設費 円

現場管理費 円

一般管理費 円

B 諸経費等計 円

工事価格計 円 (A+B)

※ 電気設備工事の入札の際、入札書と一緒に同封すること。電子入札の場合は、システム上で添付書類としてつけること。

【共通仮設費】

工事の施工において、共通的に必要な経費。具体的には、準備や後片付けに要する費用等の準備費、機械等の運搬費、工事現場の安全対策に要する安全費、現場事務所等の営繕費など。

【現場管理費】

工事施工において、品質管理、工程管理、原価管理、労務管理、安全管理などを含めた、いわゆる工事管理を実施するために必要な経費。具体的には、工事現場で工事管理を行う従業員の給料手当、現場労働者の交通費、安全訓練費等、現場従業員の法定福利費、下請の一般管理費等など。なお、公共工事の積算にあたっては、標準的な工事価格が算定できるよう実態調査を行い、「土木請負工事工事費積算基準」などの積算基準を整備している。

【一般管理費】

営業経費のこと。工事現場の費用とは直接関係ないが、企業の本社等の継続運営に必要な費用を「営業経費」というが、販売のためのコストである販売費と、事務所の維持などのためにかかる一般管理費がある。販売費と一般管理費を完全に区分することは難しいために、営業経費のことを正式には、「販売費及び一般管理費」という。建設業法施行規則別記様式第15号第16号に定める販売費及び一般管理費等の項目は以下のとおりである。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減却償却費、租税公課、保険料、雑費。